

「icancaカード」会員規約

株式会社パソナグループ(以下「当社」といいます)は、『「icancaカード」会員規約』(以下「本規約」といいます)に従って、淡路島内(兵庫県淡路市、洲本市、南あわじ市。以下同じとします)に住所を有する方または淡路島内に勤務されている方(淡路島内で事業を営む事業主の方を含みます)を入会対象とし、本規約で定める当社および当社グループ会社が運営する第3条に定義する対象施設において飲食料金の割引を受けることができる会員制度(以下「本会員制度」といいます)を実施します。

第1条(会員)

会員とは、淡路島内(兵庫県淡路市、洲本市、南あわじ市)に住所を有する方または淡路島内に勤務されている方(淡路島内で事業を営む事業主の方を含みます)で本規約を承諾のうえ、当社に対して本会員制度への入会の申込みをされ、当社が入会を承認した方をいいます。本規約を承諾されない方は、本会員制度をご利用いただくことができません。

第2条(「icancaカード」の発行)

- (1) 当社は会員に対し、「icancaカード」をお1人様1枚発行いたします。
- (2) 「icancaカード」は淡路島内に住所を有する方または淡路島内に勤務されている方(淡路島内で事業を営む事業主の方を含みます)のみ利用いただけます(淡路島内以外の地域に転居または転勤された後はご利用いただけません)。会員となるうとされる方は、「icancaカード」の発行に際し、淡路島内に住所を有することまたは勤務先(事業所)の住所を証明する書類を当社に提示するものとします。また、当社は会員に対し、「icancaカード」の利用及び再発行に際し、淡路島内に住所を有することまたは勤務先(事業所)が淡路島内であることを証明する書類の提示を求めることができるものとします。
- (3) 「icancaカード」は、会員本人のみにご利用いただけるもので、他人に貸与、譲渡する事は出来ません。
- (4) 「icancaカード」は、会員が退会もしくは会員の資格が当社により取り消されるまで有効とします。
- (5) 当社は、淡路島内に住所を有する方または淡路島内に勤務されている方(淡路島内で事業を営む事業主の方を含みます)であっても、暴力団等反社会的勢力である方、同勢力に協力または関係している方、その他当社が会員とすることが不適切と判断した方に対しては、「icancaカード」の発行を拒むことがあります。

第3条(「icancaカード」の提示による飲食料金割引)

- (1) 会員が、下記の当社または当社グループ会社の施設(レストラン)(以下「対象施設」といいます)をご利用された際、精算時に「icancaカード」を提示していただきますと、お食事代(税抜)を平日30%、土日祝20%割引いたします(割引対象は飲食に限り、お土産物や物販のお買い物は対象外です)。但し、割引率につきましては当社の判断で予告なく変更されることがございます。

【割引料金対象の施設(レストラン)】

- ① HELLO KITTY SMILE(SMILEレストラン、SMILEテラス、PARTYテラス、PARTYバルコニー)
- ② のじまスコラ(レストランテ、カフェ)
- ③ ミエレ
- ④ オーシャンテラス
- ⑤ クラフトサーカス
- ⑥ ニジゲンノモリ(モリノテラス、一楽)
- ⑦ HELLO KITTY SHOW BOX
- ⑧ 青海波(青の舎、海の舎)

- (2) 「icancaカード」は必ず精算時にご提示下さい。精算後にご提示いただいた場合、割引できません。
- (3) 対象施設で「icancaカード」による割引と他クーポンとの併用はできません。
- (4) 対象施設を会員がご家族、ご友人その他ご同行者と利用される場合、「icancaカード」1枚で6名様まで第(1)項の割引対象となります。

第4条(「icancaカード」のポイント付与と利用・割引等)

- (1) 会員が対象施設をご利用いただいた際、「icancaカード」を精算時に提示されますと、お支払金額(税抜、割引後の金額)10円ごとに1ポイントが付与されます。また、会員がご自身で「icancaカード」裏面QRコードを読み取り、メールアドレスをご登録していただきますと100ポイントが付与されます(ただし、1回限りです)。ポイントの有効期間はポイント数の最終更新日の翌日を起算日とし1年間です。最終更新日の翌日から1年のうちにポイント数が更新されることがなかったときは、最終更新日の翌日から1年が経過した日をもって、全てのポイントが消滅します。
- (2) 会員のポイントが1000ポイント以上貯まると、会員が対象施設をご利用された際、お支払い金額から1000ポイントにつき1000円が割引となります(1000円割引が適用された時点で1000ポイントが引かれます)。なお、対象施設ご利用時にお支払い金額が1000円未満であった場合は、1000ポイントをご利用いただくことはできません。
- (3) 1000ポイント以上が貯まったときでも、会員が希望される場合は、ポイントを利用せずに貯めることは可能ですが、ポイントの有効期間はポイント数の最終更新日の翌日を起算日とし1年間です。また、割引は1000ポイント毎の利用となりますので、1000ポイントに満たないポイント(たとえば、1980ポイント)が貯まっている場合の980ポイントは、ご利用いただけず割引対象にはなりません。
- (4) 1回の精算につき、1000ポイントまでご利用いただけます。2000ポイント以上が貯まったときでも、最大1000ポイントまでしかご利用できません。
- (5) ポイントは、会員が対象施設で飲食された場合に限りお支払い金額の割引という形でご利用いただけるものです(お土産物や物販でのお支払いにつきましては全てポイント利用・ポイント付与の対象外です)。また、換金や商品等と交換することはできません。
- (6) お支払い金額のうちポイント利用分に対してポイント付与はされません。
- (7) 「icancaカード」は必ず精算時にご提示下さい。精算後にご提示いただいた場合、ポイント付与・利用ができません。

第5条(利用対象外期間)

前2条にかかわらず、繁忙期として当社が定める期間(年末年始、夏季休暇時期、ゴールデンウィーク、シルバーウィーク等)にはicancaカードのご利用(割引、ポイント付与・利用)ができない場合があります。詳細は対象施設のホームページにて告知いたしますのでご確認ください。

第6条(会員資格の有効期間)

「icancaカード」の最終ポイント付与日の翌日を起算日として2年間ご利用がなかった場合、会員資格は取り消され退会となり、それ以降「icancaカード」はご利用いただけません。

第7条(「icancaカード」の紛失・盗難)

- (1) 会員は、「icancaカード」の紛失・盗難(以下「紛失等」という)があった場合には、速やかに当社(下記の連絡先窓口)へ連絡するものとします。会員から連絡を受けた場合、当社は、紛失等のあった「icancaカード」の利用停止手続きを行うものとします。
- (2) 会員が当社に紛失等の連絡をしなかったこと、または、連絡が遅れたことで会員に不利益等が発生しても当社は責任を負わないものとします。

第8条(「icancaカード」の再発行)

「icancaカード」が紛失、汚損、破損等により使用不能になった場合で、会員が「icancaカード」の再発行を希望する場合は、ご本人確認ができる公的書類の写しをご提示のうえ、当社所定の手続きをいただき、当社が承認した場合にその時点でのポイント残高とポイント有効期間等のデータを反映した「icancaカード」を再発行します。再発行時には「icancaカード」再発行費として100円(消費税別)を申し受けます。

第9条(届出事項の変更)

会員の氏名、住所等に変更があった場合は、会員は速やかに当社所定の変更手続きをするものとします。会員が変更手続きを行わなかったこと、または、手続きが遅れたことで会員に不利益等が発生しても当社は責任を負わないものとします。

第10条(禁止事項)

- (1) 「icancaカード」を第三者に転売しないで下さい(ポイント残高の有無を問いません)。
- (2) 「icancaカード」を有償であるか無償であるかを問わず第三者に譲渡、又は貸与しないで下さい。
- (3) 「icancaカード」を偽造、変造、複製しないで下さい。
- (4) 「icancaカード」をオークションサイトへ出品しないで下さい。

第11条(会員資格取消し・退会)

会員が次のいずれかに該当する場合は、当社は該当する会員の会員資格を取消することができるものとし、会員資格取消後は「icancaカード」およびポイントはご利用いただけず、ポイントも消滅します。また、当社は、当該会員について、以降の「icancaカード」の発行を拒むことができるものとします。

- ① 会員に第10条(禁止事項)に該当する行為があったとき
- ② 会員が暴力団等反社会的勢力であること、同勢力に協力していること、または関係していることが判明したとき
- ③ 上記各号に準ずる事由があるとき
- ④ その他、当社が会員資格取消しが適当であると判断するとき

第12条(規約の変更等)

本規約を変更等する場合は、当社は、相当な期間を定めて、会員にその旨を通知または公表(対象施設内や各対象施設のホームページに掲示する等)するものとし、通知・公表の際に記載した変更適用日より変更後の本規約が適用されるものとします。

第13条(制度の廃止)

当社は、当社の判断で相当な期間を定めて、会員にその旨を通知または公表(対象施設内や各対象施設のホームページに掲示する等)することにより、本制度を廃止することができます。本制度が廃止になった場合は、「icancaカード」はご利用いただけず、累積された全てのポイントも消滅するものとし、また、当社は換金等の責任を負わないものとします。

第14条(免責)

- (1) 第12条に基づく規約の変更等、第13条に基づく本会員制度廃止に伴うポイント消滅、会員利用機会の逸失などの責任を当社は負わないものとします。
- (2) 第11条に基づく会員資格取消しも含め、いかなる場合でも、当社は本会員制度において会員に対して金銭的・物的補償の責任を負わないものとします。
- (3) 「icancaカード」の紛失・盗難、会員以外の者によるなりすましによる「icancaカード」利用およびポイント利用等による会員に生じる不利益について当社は責任を負わないものとします。

第15条(個人情報の取扱い)

(1) 当社は次の目的のために会員から取得した個人情報を利用します。

- ① 本会員制度の運営、実施
- ② 当社および当社グループ会社の事業における商品やサービスの情報等のお知らせ、関係印刷物の送付
- ③ 関連するアフターサービス
- ④ 当社および当社グループ会社の事業における市場・商品開発のためのアンケート調査等

(2) 個人情報の共同利用

当社は、会員の個人情報を以下に記載する各共同利用者との間でのみ共同して利用いたします。

- ① 共同利用する個人情報の項目
 - (a) 郵便番号
 - (b) 住所
 - (c) 氏名
 - (d) 生年月日
 - (e) 年齢
 - (f) 電話番号
 - (g) 性別
 - (h) ポイント数
 - (i) 購入履歴
 - (j) メールアドレス
- ② 共同利用者の範囲
 - (a) 株式会社パソナふるさとインキュベーション
 - (b) 株式会社ニジゲンノモリ
 - (c) 株式会社パソナスマイル
 - (d) 株式会社パソナ農援隊

③ 共同利用における利用目的
本制度の運営・実施、対象施設におけるポイント管理、支払金額割引処理手続き、サービス向上の検討

④ 個人情報の管理責任者
株式会社パソナグループ

(3) 個人情報の廃棄

当社は、理由の如何を問わず会員が会員資格を失った場合には、会員の個人情報が記載・記録された書類その他一切の記録媒体(電磁的または電子的媒体を含むが、これらに限定されないものとします)、およびその複製物を廃棄するものとします。

(4) 個人情報に関するお問い合わせ窓口

相談、苦情については下記に文書でお申出ください。

兵庫県淡路市夢舞台2番地 展望テラス

株式会社パソナグループ 事業開発部 icancaカード事務局

第16条(施行日)

本規約は2020年9月1日から施行します。

2020年9月1日改定